

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年4月10日

【会社名】 モリト株式会社

【英訳名】 MORITO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 一 坪 隆 紀

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 小 島 賢 司

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 小 島 賢 司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 168,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 モリト株式会社東京事業所
(東京都台東区駒形2丁目4番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	175,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成27年4月10日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	175,000株	168,000,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	175,000株	168,000,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
960	-	100株	平成27年5月1日	-	平成27年5月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
モリト株式会社 総務部	大阪市中央区南本町4丁目2番4号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪支店	大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
168,000,000	385,000	167,615,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により増加する上記差引手取概算額167,615,000円については、全額を主に買掛金の支払などの運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成27年4月10日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和 地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成27年4月10日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(役員報酬B I P信託の内容)

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定いたします。

また、本信託に係る信託事務(信託財産の保管・決済含む)は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託し、割当予定先は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)といたします。

なお、当社は、本信託に係る職務分担及び責任の範囲を明確化するために、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行及び信託管理人(注1)と、共同受託に関する合意書を締結いたします。

< 概要 >

役員報酬B I P(Board Incentive Plan)信託(以下「B I P信託」といいます。)とは、業績指標等に応じて取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「取締役」という。)に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬制度(以下「本制度」といいます。)です。

本制度では、一定の要件を満たす取締役を受益者(注2)として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、予め定める株式交付規程(注3)に基づき当社取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託では信託法で定められた信託管理人を設置し、信託管理人は受益者のために本信託の運営を行います。本信託契約では、信託管理人としての実績がある公認会計士が就任予定であり、本制度の内容につき事前確認し、信託契約に定める指図を行うものとします。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、受益者となった者に対して交付します。

本信託は、取締役の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当社株式を交付します。当該交付については、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本プランについてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、その業務を実施いたします。また、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(注1) 信託管理人は、本信託契約に基づき、会社と利害関係の無い弁護士・公認会計士その他専門実務家から選任されるものとしており、会社株式の市場または市場外における売買や会社株式の議決権行使等の株主としての権利行使の指図を行います。

(注2) 受益者要件

本信託の対象期間中に取締役であること(本信託の対象期間中、新たに取締役になった者を含む。)

取締役を退任していること()

一定の非違行為を原因として解任された者でないこと

累積ポイント数が決定されていること

()ただし、本信託を終了する時点において、上記を除く受益者要件を満たす取締役が在任している場合には、当該取締役に当社株式が交付されることがあります。

(注3) 株式交付規程とは、当社が本制度を導入するために、当社が設ける社内規程であり、信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて取締役にポイントを付与し、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式を交付する旨を明記してあります。

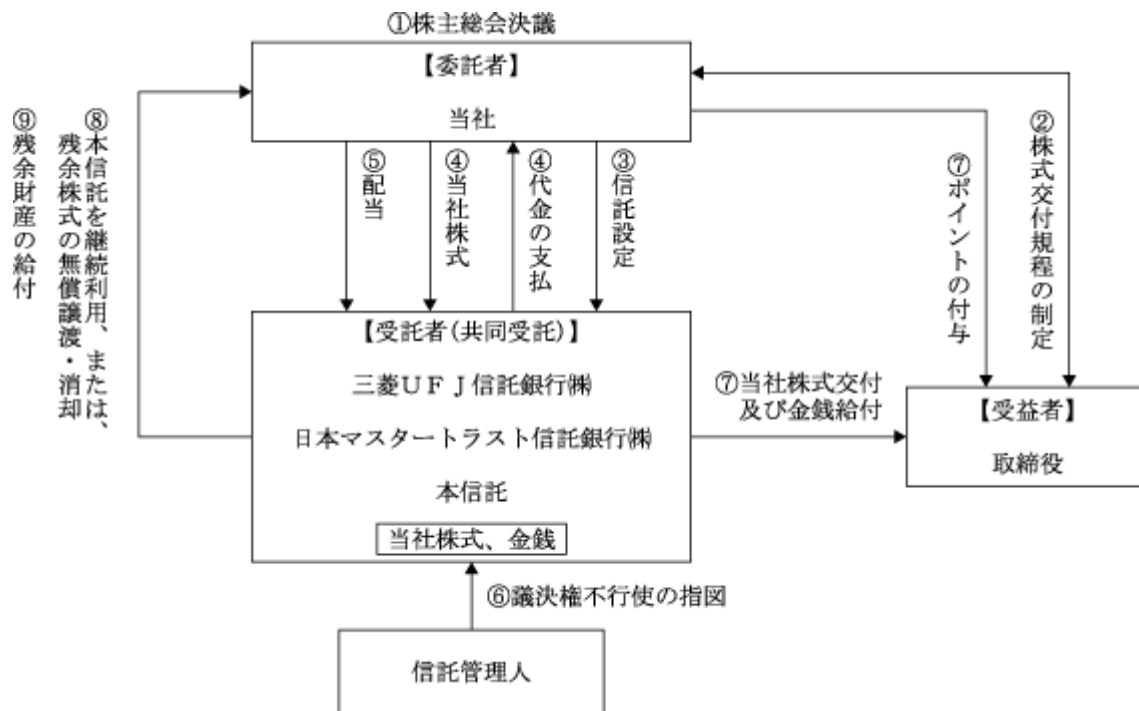
(参考) 本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社の取締役に對するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	一定の受益者要件を満たす取締役
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成27年4月30日(予定)
信託の期間	平成27年4月30日(予定)～平成32年4月末日(予定)
制度開始日	平成27年5月1日(予定)
議決権行使	行使はしないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	168,000,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

<本信託から受益者に交付する予定の株式の総数>

175,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

(本信託の仕組み)



当社は平成27年2月26日に開催された当社株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ております。

当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。

当社は における株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託(本信託)を設定いたします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、 で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)から取得いたします。本信託が取得する株式数は における株主総会の承認決議の範囲内といたします。

本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。

信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。

受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役を対象に、業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、株主価値との連動性を高めることを目的として、本制度の導入を決定しました。本制度は、予め定める株式交付規程に基づき、当社株式を業績指標等に応じて取締役に交付することから、当該取締役の中長期的な企業価値向上への意欲の向上に寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。

これらの経緯を踏まえて、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者に選定した理由は、当社の証券代行業務等の信託銀行取引関係から、本制度の提案を受けたことなど、総合的に判断した結果、当社にとって最も望ましい委託先になると判断しました。

なお、本制度においては前述の「役員報酬BIP信託の内容」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

175,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は株式交付規程に従い、取締役の退任時に、累積ポイント数に応じた株式を、一定の受益者要件を満たす取締役に交付することになってい

ます。
なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしています。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

1株あたりの払込金額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前1ヵ月間(平成27年3月10日から平成27年4月9日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である960円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直前1ヵ月としたのは、直前3ヵ月、直前6ヵ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお1株あたりの払込金額960円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,030円に対して93.20%乗じた額であり、取締役会決議日の直前3ヵ月間の終値平均925円(円未満切捨)に対して103.78%乗じた額であり、あるいは同直前6ヵ月間の終値平均864円(円未満切捨)に対して111.11%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

また、上記1株あたりの払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(うち2名は社外監査役)が、特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.57%(小数点第3位を四捨五入、平成26年11月30日現在の総議決権個数293,625個に対する割合0.60%)と小規模なものです。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合
モリト共栄会	大阪市中央区南本町 4丁目2番4号	2,709	9.23	2,709	9.17
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地	2,324	7.91	2,324	7.87
カネエム工業株式会社	大阪府八尾市泉町1丁目93番地	1,906	6.49	1,906	6.45
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2丁目1番1号	1,800	6.13	1,800	6.09
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1丁目5番5号	1,442	4.91	1,442	4.88
モリト社員持株会	大阪市中央区南本町 4丁目2番4号	889	3.03	889	3.01
粟根宏明	奈良県奈良市	540	1.84	540	1.83
山口光弘	兵庫県西宮市	474	1.61	474	1.60
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1丁目1番2号	448	1.53	448	1.52
株式会社卑弥呼	東京都渋谷区神宮前 6丁目17番10号	444	1.51	444	1.50
計		12,976	44.19	12,976	43.93

(注) 1 平成26年11月末日現在の株主名簿を基準として記載をしています。(所有株数は千株未満切り捨て、割合は小数点以下第3位を四捨五入)

2 上記のほか当社保有の自己株式1,434,516株(平成26年11月30日現在、株式給付信託(J-E S O P)が所有する当社株式392,000株を除く。)は、割当後1,259,516株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第77期)に記載の「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第77期事業年度)の提出日(平成27年2月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

[平成27年3月3日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成27年2月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年2月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
1株につき金6.5円 総額190,875,646円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年2月27日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として市川清氏、松本光右氏、小林佐敏氏の3名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として飯田和宏氏を選任する。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任する。

第5号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

取締役7名及び監査役2名に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとし、その具体的な金額、支給の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入する。本制度の概要、会社が拠出する金員の上限、取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限、及び当社の取締役に対する株式交付時期については議案のとおりとする。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名に対し、役員賞与総額22,000,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	210,974	166	0	(注)1	可決 81.99
第2号議案 監査役3名選任の件					
市川 清	210,896	221	23	(注)2	可決 81.96
松本 光右	209,544	1,585	11		可決 81.44
小林 佐敏	210,833	296	11		可決 81.94
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
飯田 和宏	209,547	1,558	35		可決 81.44
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	208,828	2,312	0	(注)1	可決 81.16
第5号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件	208,863	2,277	0	(注)1	可決 81.17
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	210,114	1,015	11	(注)1	可決 81.66
第7号議案 役員賞与支給の件	210,618	498	23	(注)1	可決 81.85

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第3 最近の業績の概要について

平成27年4月10日開催の取締役会において決議された第78期第1四半期連結会計期間(自平成26年12月1日至平成27年2月28日)及び第78期第1四半期連結累計期間(自平成26年12月1日至平成27年2月28日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

この四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,862,616	7,580,075
受取手形及び売掛金	10,388,944	10,559,300
たな卸資産	4,557,407	5,172,737
その他	1,445,161	1,528,041
貸倒引当金	36,023	41,855
流動資産合計	24,218,105	24,798,301
固定資産		
有形固定資産		
土地	6,158,454	6,108,352
その他（純額）	3,953,100	4,241,890
有形固定資産合計	10,111,554	10,350,242
無形固定資産		
のれん	4,210,819	4,549,001
その他	490,811	471,861
無形固定資産合計	4,701,630	5,020,863
投資その他の資産		
投資有価証券	5,262,788	5,653,399
退職給付に係る資産	238,158	354,210
その他	1,190,897	1,150,651
貸倒引当金	129,635	123,874
投資その他の資産合計	6,562,209	7,034,387
固定資産合計	21,375,394	22,405,493
資産合計	45,593,500	47,203,794
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,588,697	4,879,350
短期借入金	4,960,000	5,020,000
1年内返済予定の長期借入金	375,396	375,396
未払法人税等	313,950	306,605
賞与引当金	136,269	176,214
役員賞与引当金	48,100	54,840
その他	1,460,848	1,071,361
流動負債合計	11,883,262	11,883,768
固定負債		
長期借入金	911,873	818,024
役員退職慰労引当金	129,608	52,681
株式給付引当金	4,626	4,603
環境対策引当金	23,658	26,427
退職給付に係る負債	752,563	804,643
その他	2,399,103	2,618,118
固定負債合計	4,221,432	4,324,497
負債合計	16,104,695	16,208,266

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,532,492	3,532,492
資本剰余金	3,395,115	3,395,115
利益剰余金	21,364,202	21,583,626
自己株式	680,993	680,993
株主資本合計	27,610,816	27,830,240
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,812,097	2,069,531
繰延ヘッジ損益	1,853	3,206
土地再評価差額金	586,591	604,753
為替換算調整勘定	545,742	1,604,212
退職給付に係る調整累計額	108,593	99,503
その他の包括利益累計額合計	1,877,988	3,165,287
少数株主持分	-	-
純資産合計	29,488,805	30,995,528
負債純資産合計	45,593,500	47,203,794

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第 1 四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年12月 1 日 至 平成26年 2 月28日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年12月 1 日 至 平成27年 2 月28日)
売上高	8,346,999	10,287,921
売上原価	6,191,668	7,642,093
売上総利益	2,155,331	2,645,828
販売費及び一般管理費	1,908,186	2,285,761
営業利益	247,144	360,066
営業外収益		
受取利息	5,199	5,629
受取配当金	19,218	20,623
不動産賃貸料	20,693	19,594
為替差益	21,962	27,514
持分法による投資利益	1,501	5,880
その他	14,712	33,483
営業外収益合計	83,285	112,725
営業外費用		
支払利息	1,053	5,600
売上割引	25,883	21,638
その他	17,068	15,171
営業外費用合計	44,006	42,411
経常利益	286,423	430,380
特別利益		
固定資産売却益	-	158,245
投資有価証券売却益	116,099	24,869
特別利益合計	116,099	183,115
特別損失		
固定資産除却損	2,261	4,136
特別損失合計	2,261	4,136
税金等調整前四半期純利益	400,262	609,359
法人税、住民税及び事業税	119,790	251,070
法人税等調整額	12,173	7,904
法人税等合計	131,963	258,974
少数株主損益調整前四半期純利益	268,299	350,384
少数株主利益	-	-
四半期純利益	268,299	350,384

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	268,299	350,384
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,931	257,434
繰延ヘッジ損益	1,185	1,353
為替換算調整勘定	382,861	1,058,469
退職給付に係る調整額	-	9,090
その他の包括利益合計	366,744	1,305,461
四半期包括利益	635,043	1,655,846
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	635,043	1,655,846
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

前第1四半期連結累計期間(自平成25年12月1日至平成26年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結財務諸表計上額 (注)2
	日本	アジア	欧米	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,336,379	1,432,200	578,419	8,346,999		8,346,999
セグメント間の内部売上高 又は振替高	513,002	575,261	509	1,088,773	1,088,773	
計	6,849,381	2,007,462	578,928	9,435,772	1,088,773	8,346,999
セグメント利益	196,709	118,101	35,360	350,171	103,027	247,144

(注) 1 セグメント利益の調整額 103,027千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 73,306千円、その他 29,721千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年12月1日至平成27年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結財務諸表計上額 (注)2
	日本	アジア	欧米	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,713,283	1,969,144	1,605,493	10,287,921		10,287,921
セグメント間の内部売上高 又は振替高	666,946	733,748	14,210	1,414,905	1,414,905	
計	7,380,229	2,702,892	1,619,704	11,702,827	1,414,905	10,287,921
セグメント利益	304,735	114,897	58,453	478,085	118,019	360,066

(注) 1 セグメント利益の調整額 118,019千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 86,997千円、その他 31,021千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日	平成27年2月27日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 2月17日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田	明
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 崎	充 弘
--------------------	-------	-----	-----

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモリト株式会社の平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、モリト株式会社の平成26年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、モリト株式会社が平成26年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月17日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 崎 充 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモリト株式会社の平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社の平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。